

# 柏市総合計画策定条例

平成 26 年 9 月 30 日  
条例第 33 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の総合計画を策定することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市のまちづくりの指針となる総合的な計画であって、基本構想及び基本計画をもって構成するものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりに係る構想であって、本市が目指す将来の姿及びその実現のための施策の基本的な目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を踏まえた基本的な計画であって、本市のまちづくりに係る施策の方向性を体系的に示すものをいう。

## (総合計画の策定)

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。

## (審議会の設置等)

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、市長の附属機関として、柏市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更について、調査及び審議並びに答申をする。
- 3 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。
- 4 委員は市長が委嘱し、その任期は市長が別に定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要

な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会に諮問をするものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条の諮問に対する答申を受けた後に、議会の議決を経なければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、基本構想に基づき基本計画を策定するものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第9条 本市は、個別の施策に係る事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

2 柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項柏市総合計画審議会の目を削る。